

※本翻訳はロシア NIS 貿易会監修による仮訳である。
本法原文はキルギス共和国司法省法的情報集約データバンク
(<http://cbd.minjust.gov.kg/>)よりダウンロードした露文資料に基づく。

キルギス共和国法

2014年1月11日付第6号

キルギス共和国法「自由経済特区について」

(キルギス共和国法 2014年12月30日付第177号、2017年10月16日付第176号、
2019年3月29日付第40号、2019年5月11日付第60号、2019年7月8日付第83号、
2023年2月付第44号により改定)

第1章 総則

第1条 本法で用いる用語および定義

1. 本法では、以下の用語および定義を用いる。

- 1) **自由経済特区**—キルギス共和国領内の一部であって、キルギス共和国の法令で定められ、自由経済特区事業者の経済活動実施に係わる特別制度（特別法制）が施行される区域
- 2) **自由経済特区の特別制度（特別法制）**—経済活動実施に係わる標準的な制度と比べて、より優遇的な規制制度を定めるような法規の総称
- 3) **自由経済特区の総局**—本法およびその他のキルギス共和国の法規文書で定める手順により、「機構」という法的組織形態で設立される各自由経済特区の運営機関
- 4) **自由経済特区事業者**—管轄官庁によって登録（再登録）され、自由経済特区の総局において登記された法人、および、本法の施行前に、自由経済特区の総局においてあらかじめ登録された支部（代表部）
- 5) **自由経済特区事業者の登記簿**—自由経済特区事業者として国家登録され、登記された法人、自由経済特区事業者としての登記を剥奪され、もしくは喪失した法人に関する情報を記載したリスト。

2. キルギス共和国の民事法、関税関係法令、租税関係法令、その他分野の法令の制度、用語、定義であって、本法で用いられているものは、それらの法分野で用いられているのと同じ意味で用いることとする。

(キルギス共和国法 2014年12月30日付第177号、2019年5月11日付第60号により改定)

第2条 自由経済特区に関する法令

1. 自由経済特区の活動、および法人の自由経済特区事業者としての登録と関連して生じる諸関係は、本法、租税関係法令、キルギス共和国の関税関係法令、その他のキルギス共和国の法規文書、キルギス共和国が締結している国際条約によって規制される。

2. キルギス共和国がその参加者である、法で定める手順により発効した国際条約が、自由経済特区に関する法令で定めるものとは別段の規則を定めている場合には、国際条約の規則が適用される。

(2014年12月30日付キルギス共和国法第177号により改定)

第3条 自由経済特区の設立目的

自由経済特区は、キルギス共和国およびその国内の個々の地域の社会経済発展に資する目的（地域重点開発）、投資の誘致、産業、交通インフラ、観光および療養・保養分野の創出と発展、および／または自由経済特区に関する法律で定めるような、その他の目的のために設立するものとする。

第4条 自由経済特区の種類

1. キルギス共和国において設立することができるのは、自由経済特区の設立目的およびそこで計画されている活動の性格によって決められる然るべき機能タイプに属する自由経済特区と、数の機能タイプの自由経済特区各々の目的を実現し、活動を行うための、複合タイプとされる自由経済特区である。

2. ユーラシア経済連合関税法典第455条で定める自由関税区域の通関手続きの特異事項を適用するための自由経済特区「ナルイン」を、キルギス共和国において定める。

(2019年3月29日付キルギス共和国法第40号により改定)

第5条 自由経済特区内で禁止される活動

1. 自由経済特区内では、キルギス共和国の法令で禁じられている活動を行ってはならない。

キルギス共和国の法令により別段の定めがない限り、自由経済特区事業者は自由経済特区の域内において、以下に掲げる各種活動を行うことも禁止される。

- 1) 有用鉱物鉱床の開発、採掘
- 2) 物品税対象品目の搬入、生産および販売。ただし、生産を直接の目的とする物品税対象品目、および、物品税対象品目に属さない商品を生産するための物品税対象品目であって、キルギス共和国の法令にしたがい租税および関税を納付済みの場合、ならびに、自由経済特区事業者として2000年までに登録された企業が生産するたばこ製品については、このかぎりでない。

- 3) 武器・弾薬の生産、修理および販売、武器製造時に使用する爆発物の生産および販売
- 4) 放射性物質、核物質その他危険物質の生産、加工、保管、無害化、販売
- 5) 麻薬・向精神薬の搬入、保管、生産および販売。ただし、生産目的で用いられるそれらの前駆物質であって、キルギス共和国の法令にしたがい搬入されるものについては、このかぎりではない。

2. キルギス共和国政府は、自由経済特区の域内で行うことが禁止されるような、その他の活動種別を定める権利を有する。

(キルギス共和国法 2014 年 12 月 30 日付第 177 号、2019 年 5 月 11 日付第 60 号により改定)

第 6 条 自由経済特区の組織および運用に係わる条件

1. 自由経済特区は、自由経済特区事業者の活動に対してキルギス共和国の法令要件にしたがい税関管理および税関規制を実施する体制が整っている、特別に指定した区域内に設立するものとする。

2. 当該区域を柵で囲い、その外周にビデオ監視システムを設置することに係わる要件を含め、自由経済特区の域内整備に係わる要件は、キルギス共和国政府がこれを定める。

自由経済特区の域内における立入管理体制（当該域内への入境手続きを含む。）の実施に係わる要件は、キルギス共和国政府がこれを定める。

参照：

2014 年 6 月 16 日付キルギス共和国決定第 332 号『『キルギス共和国の自由経済特区の域内整備に係わる要件規定』の承認について』

柵またはその他の税関管理条件の適合性については、関税関係分野の管轄官庁が、キルギス共和国の法令にしたがい、これを確認するものとする。

3. 本条により別段の定めがない限り、本条第 2 項で定める条件が遵守されない場合には、自由経済特区事業者には標準的な租税制度が適用される。

4. 全居住地区の 50%以上がキルギス共和国の法令によりキルギス共和国の高山地域および／または僻地に位置する居住地区とされているような行政区画の所定境界線内に位置している地域を重点開発する目的で設立された自由経済特区においては、自由経済特区事業者の所在区域は、キルギス共和国の法令要件にしたがい、税関管理実施が可能となるよう整備されなければならない。

5. その活動が税関管理の対象とならないような自由経済特区または自由経済特区事業者については、その区域を柵で囲わないものとする。

6. 自由経済特区の設立および発展（生産インフラ、工学インフラ、交通インフラその他の社会インフラに係わるものを含む）、自由経済特区の活動（その総局の維持を含む）に関連するその他の経費は、連邦予算、地方予算、自由経済特区自身の予算、もしくはキルギス

共和国の法令で禁じられていないその他の財源から支出することができる。

7. 各自由経済特区の総局は毎年、連邦予算および地方予算に対して納付を行う。売上高のうちから連邦予算向けに納付する額は、キルギス共和国政府が、各自由経済特区につきこれを個別に決定する。地方予算向けに拠出する額は、売上高の0.01%とする。

8. 自由経済特区事業者は自由経済特区の域内において、外国商品およびユーラシア経済連合の商品を使用するような生産活動およびその他の経済活動を、本法およびその他のキルギス共和国の法規文書を遵守するという条件のもとで行うことができる。

9. 自由経済特区事業者は毎年、自由経済特区の域内で自由経済特区事業者としてその活動を行う権利に対する対価を、自由経済特区の総局に支払う。

自由経済特区の域内で自由経済特区事業者として活動を行う権利に対する対価は、商品、役務、サービスの販売による売上高の0.5%から2%までの間で定めるものとする。

地域重点開発の目的で設立された自由経済特区の域内で、自由経済特区事業者として活動を行う権利に対する対価は、商品、労働、サービスの販売による売上高の0.1%から2%までの間で定めるものとする。

10. 自由経済特区事業者が関税関係法令、租税関係法令および国家社会保険関係法令の要件を遵守しているか否かの検査は、キルギス共和国の関税関係法令にしたがい、自由経済特区事業者が登録されている自由経済特区の総局に通知した上で行うものとする。

11. 自由経済特区事業者の経済活動に対しては、いかなる政府機関の側からも干渉を行ってはならない。ただし、キルギス共和国の法令で定める場合についてはこのかぎりでない。

(キルギス共和国法 2014 年 12 月 30 日付第 177 号、2017 年 10 月 16 日付第 176 号、2019 年 3 月 29 日付第 40 号により改定)

第 7 条 特別為替制度

1. 自由経済特区の域内では特別為替制度により、キルギス共和国の法令で定める規則にしたがって法人および自然人間でサービスの提供および決済が行われる場合を含め、外国通貨の自由な流通が認められる。

2. 自由経済特区事業者と対外貿易活動の外国側主体とのあいだの決済は、当事者間の合意により、どのような通貨で行ってもよい。

第 8 条 自由経済特区の設立および廃止

1. 自由経済特区は、自由経済特区の設立目的、そのタイプ、そこで計画されている活動の性格、自由経済特区の境界、活動期間、財源、および優先的な活動種別のリストを定めるような法律を採択することにより設立される。

2. 自由経済特区の活動期間は、法律の採択により延長することができる。

3. 自由経済特区の境界変更は、法律の採択により行うものとする。

4. 自由経済特区の設立目的を達成できない場合には、関係する国の出先機関および地方

自治体機関の意見を考慮の上、法律の採択により、自由経済特区を廃止するものとする。

5. 自由経済特区を期限前廃止する法律が発効した場合、または自由経済特区の活動期間が満了した場合、自由経済特区の総局は、自由経済特区の廃止手続きを完了させるために、その後連続する12暦月以内の期間、活動を継続する。

6. 自由経済特区の活動に係わる国家政策の策定業務を行う管轄官庁は、キルギス共和国の領内に自由経済特区を設立した旨、または自由経済特区の活動を停止した旨の情報を、ユーラシア経済連合の諸機関宛てに送付するものとする。

(キルギス共和国法 2014 年 12 月 30 日付第 177 号、2017 年 10 月 16 日付第 176 号により改定)

第 2 章 自由経済特区の運営

第 9 条 キルギス共和国政府の権限

1. 自由経済特区の設立、活動および廃止について、キルギス共和国政府には以下の権限が属する。

- 1) 国家政策の実施を保障すること
- 2) 自由経済特区の活動と発展のための業務を調整すること
- 3) 自由経済特区総局の活動を監督すること
- 4) 「自由経済特区に関する規程」を承認すること
- 5) 法人を自由経済特区事業者として登記する手順を承認すること
- 6) 自由経済特区事業者の定款資本金の最低額要件を定めること
- 7) 自由経済特区の廃止手順を承認すること
- 8) 法人が自由経済特区事業者として登記されている旨の証明書の様式を承認すること
- 9) 自由経済特区事業者の登記簿の管理手続きを承認すること
- 10) 法人が自由経済特区事業者として活動を行う権利に対する対価の金額、算定方法および徴収方法を定めること
- 11) 自由経済特区内においてキルギス共和国の関税関係法令の要件を実現するような法規文書を承認すること
- 12) 本法およびその他のキルギス共和国の法規にしたがい、その他の権限を行使すること。

2. キルギス共和国首相は、キルギス共和国の法令で定める手順により、キルギス共和国内の各自由経済特区の総局長および副総局長を任免する。

3. キルギス共和国の各省、国家委員会、行政官庁その他の国家機関は、自らの権限に属する問題を解決する際、その問題が自由経済特区の利害に関するものである場合には、その

自由経済特区の総局と協議する。対立が発生する場合には、キルギス共和国政府がこれを解決する。

4. キルギス共和国政府は、自由経済特区の活動に係わる国家政策を策定する管轄官庁を定める。

(2014年12月30日付キルギス共和国法第177号により改定)

第10条 自由経済特区総局の権限

自由経済特区総局には、以下の権限が属する。

1) 法人を自由経済特区事業者として登記すること、および自由経済特区事業者の登記簿を管理すること

2) 自由経済特区事業者からの請求、または利害関係者からの照会に応じ、自由経済特区事業者の登記簿の抄本を発行すること

3) 自由経済特区の活動に関連し、政府機関、地方自治体機関、各種組織・機構と連携する際に、自由経済特区事業者の利益を代表すること

4) 自由経済特区内における投資・企業活動の条件を解説し、国内外の投資家を誘致するため、キルギス共和国の内外で宣伝・広報活動を行うこと

5) 自由経済特区内での活動条件に関する契約書の標準書式を策定・承認すること

6) 自由経済特区内での活動条件に関する契約を締結および／または延長し、その履行状況を監督すること

7) 自由経済特区事業者から、その自由経済特区事業者としての活動に関する情報を取得すること

8) 自由経済特区事業者の資格を剥奪する決定を行うこと

9) 自由経済特区総局による運用のために移管された財産を、キルギス共和国の法令で定める手順により処分すること

10) キルギス共和国ジョゴルク・ケネシ（国会）およびキルギス共和国政府に対し、自由経済特区の現行境界の変更を提議すること

11) 本法およびその他のキルギス共和国の法規文書にしたがい、その他の権限を行使すること。

第3章 自由経済特区事業者

第11条 自由経済特区事業者としての登録

1. 自由経済特区事業者である法人の国家登録（再登録）、およびその活動停止の登録は、キルギス共和国閣僚会議が定める管轄官庁がこれを行う。

2. 自由経済特区事業者の資格を取得しようとする法人は自由経済特区の総局宛てに、自

由経済特区内での活動条件に関する契約の締結申請書を提出するものとする。申請書には、以下を記載しなければならない。

- 1) 当該自由経済特区のタイプに適合する、申請者が予定している活動に関する情報
- 2) 申請者が予定している活動のために必要な土地区画の面積に関する情報
- 3) 自由経済特区内での活動条件に関する契約の締結日から1年以内の資本投資額を含む、予定されている資本投資額に関する情報。

3. 申請者は、自由経済特区内での活動条件に関する契約の締結申請書に、以下の文書を添付するものとする。

- 1) 国家登録または再登録証明書の写し
- 2) 納税者登録書式の写し
- 3) 設立文書の写し
- 4) ビジネスプラン。

4. 本条第2項および第3項で指定する文書は、チェックリストに基づき総局がこれを受理する。

5. 自由経済特区の総局は、本条第2項および第3項で指定する文書を受領後5営業日以内に、以下の各号のうちいずれかの決定を行い、申請者宛てに送付するものとする。

- 1) 自由経済特区内での活動条件に関する契約を締結する旨の決定
- 2) 自由経済特区内での活動条件に関する契約の締結を拒否する旨の決定（拒否の根拠事由を示すものとする）

6. 自由経済特区内での活動条件に関する契約の締結は、以下の場合に、拒否することができる。

- 1) 本条第2項および第3項で指定する文書を法人が提出しない場合
- 2) 自由経済特区内での活動条件に関する契約の締結申請書で指定された条件に適合する土地区画が、自由経済特区の域内に存在しない場合
- 3) 申請者が予定している活動が、自由経済特区の域内で行うことが許可されている活動種別に適合しない場合
- 4) ビジネスプランが、自由経済特区内での活動条件に関する契約の締結申請書で指定されている条件に適合しない場合。

7. 自由経済特区の総局が、自由経済特区内での活動条件に関する契約の締結を拒否する旨の決定を下した場合、これに対する不服は、行政活動の原則および行政手続きに関連するキルギス共和国の法令にしたがって、行政（司法前）手続きにより、次いで司法手続きにより、申し立てるものとする。

8. 法人は、自由経済特区事業者の登記簿に当該記入がなされた日をもって、自由経済特区事業者として承認される。

9. 自由経済特区の総局は、自由経済特区内での活動実施に関する契約の調印日から3営業日以内に、法人の登記に関して自由経済特区事業者の登記簿に記入を行い、法人が自由経

済特区事業者として登記されている旨の証明書を発行する。

10. 本法の発効日以降、地域重点開発の目的で設立された自由経済特区の事業者となることができるのは、その自由経済特区が位置している行政区画の域内にはじめて登録された法人である。

11. 自由経済特区の総局は、法人が自由経済特区事業者として登記された旨を、登記日後10営業日以内に、キルギス共和国の法人の登録（再登録）を行う管轄官庁、自由経済特区の活動に係わる国家政策の策定業務を行う管轄官庁、税務機関、税関機関、公式統計分野の政府機関、国家社会保険関係官庁、および銀行監督関係官庁宛てに通知するものとする。

12. 自由経済特区の総局は自由経済特区事業者の登記簿を、自由経済特区総局のサイトにそれを掲載することを含め、周知のため一般に公開しなければならない。

13. 自由経済特区の活動に係わる国家政策の策定業務を行う管轄官庁は、自由経済特区事業者の登記簿に記載された自由経済特区事業者に関する情報を、ユーラシア経済連合の諸機関に対し、ユーラシア経済連合の機関が定める手順により提供するものとする。

（キルギス共和国法 2014 年 12 月 30 日付第 177 号、2017 年 10 月 16 日付第 176 号、2019 年 7 月 8 日付第 83 号、2023 年 2 月 28 日付第 44 号により改定により改定）

第 12 条 自由経済特区事業者の資格の剥奪または喪失

1. 法人は、以下の場合、司法手続きにより自由経済特区事業者の資格を剥奪される。

1) 裁判所の決定により、自由経済特区事業者がキルギス共和国の租税関係法令および／またはキルギス共和国の関税関係法令に繰り返し違反していると認定されている場合に、租税関係および／または関税関係の管轄官庁が申立てを行った場合

2) 自由経済特区事業者が、自由経済特区内での活動条件に関する契約に著しく違反していると自由経済特区の総局が申し立てた場合、または、当該契約の全部または一部の履行を、自由経済特区事業者が一方的に拒否した場合

3) 自由経済特区事業者が連続する 12 カ月にわたり経済活動を行っていないと自由経済特区の総局が申し立てた場合。ただし、建物・施設の建造、および／または経済活動開始のために必要な始動・調整作業に要する時間は、この期間に含まれない。

2. 法人は、当事者間の合意により契約が破棄された場合、自由経済特区の総局により自由経済特区事業者の資格を剥奪される。

3. 法人は、以下の場合、自由経済特区事業者の資格を喪失する。

1) 自由経済特区が廃止された場合

2) 自由経済特区の境界が変更された結果、法人が自由経済特区事業者として活動を行う区域が自由経済特区の域外に位置することとなった場合

3) 当該法人が廃止された場合

4) 当該法人の活動実施地が変更され、新たな活動実施地が自由経済特区の域外に位置することとなった場合

5) 自由経済特区内での活動条件に関する契約が終了した場合。

4. 自由経済特区事業者の資格の剥奪または喪失は、自由経済特区内での活動条件に関する契約に係わる義務が終了する事由となる。

5. 法人が自由経済特区事業者の資格を剥奪された、もしくは喪失した日以降、当該法人は、自由経済特区事業者に提供される優遇措置を利用することができない。

6. 自由経済特区の総局は、法人が自由経済特区事業者の資格を剥奪された、もしくは喪失した旨を、自由経済特区事業者が自由経済特区事業者の資格を剥奪された事実を確認する文書を受領した日、もしくは自由経済特区事業者が自由経済特区事業者の資格を喪失する事由となる法規文書が発効した日から3営業日以内に、自由経済特区事業者の登記簿に記入するものとする。

7. 法人が自由経済特区事業者の資格を剥奪され、もしくは喪失した場合、自由経済特区の総局はその法人に対し、自由経済特区の域内にある建物・施設・設備の撤収のための期間として12暦月を与える。

8. 法人が自由経済特区事業者として登記されている旨の証明書は、その法人が自由経済特区事業者の資格を剥奪された旨、もしくは喪失した旨につき、自由経済特区事業者の登記簿に然るべき記入がなされた日から3営業日以内に、自由経済特区の総局へ返還されるものとする。

9. 自由経済特区の総局は、法人が自由経済特区事業者の資格を剥奪された旨、もしくは喪失した旨が自由経済特区事業者の登記簿に記入された日から10営業日以内に、キルギス共和国の法人の登録（再登録）を行う管轄官庁、自由経済特区の活動に係わる国家政策の策定業務を行う管轄官庁、税務機関、税関機関、キルギス共和国の公式統計分野の政府機関、国家社会保険関係官庁、および銀行監督関係官庁宛てに通知するものとする。

10. 自由経済特区の活動に係わる国家政策の策定業務を行う管轄官庁は、自由経済特区事業者の資格を剥奪された、もしくは喪失した自由経済特区事業者に関する情報を、ユーラシア経済連合の諸機関に対し、ユーラシア経済連合の機関が定める手順により提供する。

(キルギス共和国法 2014 年 12 月 30 日付第 177 号、2017 年 10 月 16 日付第 176 号、2019 年 7 月 8 日付第 83 号)

第4章 自由経済特区内の特別制度（特別法制）

第13条 租税に係わる義務、および国家社会保険に係わる義務の履行

1. 自由経済特区事業者の活動に対しては特別税制が、同人が自由経済特区の域内で自由経済特区事業者として活動している期間中、キルギス共和国の租税関係法令にしたがって適用される。

2. 自由経済特区事業者は、キルギス共和国の法令にしたがい雇用労働者となっている個

人に対するものを含め、国家社会保険に係わる義務を履行するものとする。

3. 地域重点開発の目的で設立された自由経済特区の事業者は、租税および国家社会保険料の納付につき、キルギス共和国の租税関係法令にしたがい、追加優遇措置の提供を受けることができる。

(2019年3月29日付キルギス共和国法第40号により改定)

第14条 自由経済特区内で適用される通関手続き

1. 自由経済特区の域内は、キルギス共和国の関税関係法令にしたがった税関管理規準遵守の点においては、ユーラシア経済連合の関税領域の一部とみなされる。

2. 自由関税区域の通関手続きでは、自由経済特区事業者が外国商品を自由経済特区の域内に置き、使用する際に、関税、租税を納付することなく、また外国商品に対する関税・非関税措置を適用されることもなく、ユーラシア経済連合の商品に対する禁止・制限事項を適用されることもない。

商品に自由関税区域の通関手続きを適用する条件および手順は、キルギス共和国の関税関係法令にしたがうものとする。

3. 自由関税区域の通関手続きは、税関管理実施のため、キルギス共和国の法令要件にしたがって整備された自由経済特区の域内、または自由経済特区の域内の一部（自由経済特区事業者の所在区域）において適用される。

4. 自由経済特区事業者によって自由経済特区の域内へ搬入される外国商品は、自由関税区域の通関手続きの条件にしたがって自由経済特区の域内に置かれ、使用されるものとする。

自由経済特区域内からの商品搬出は、キルギス共和国の関税関係法令にしたがい、自由経済特区事業者が選択した通関手続きの条件により行われるものとする。

5. 自由関税区域の通関手続きが適用されるような自由経済特区の域内は、税関管理区域とする。自由経済特区事業者の商品に通関手続きを適用することと関連する税関管理および税関業務は、キルギス共和国の関税関係官庁が、キルギス共和国の関税関係法令にしたがってこれを行う。

6. 自由経済特区事業者によって自由経済特区の域内へ搬入され、自由関税区域の通関手続きの適用を受ける外国商品は、関税、租税および関税・非関税措置の適用に関しては、ユーラシア経済連合の関税領域の外にあるものと見なす。

7. 地域重点開発の目的で設立された自由経済特区の域内においては、商品を取り扱う自由経済特区事業者は、商品の搬入、搬出、保管、製造、加工、リサイクル、取得、販売についての管理を行い、そのような商品に係わる報告書を、自由経済特区の総局宛てに提出しなければならない。自由経済特区の域内で商品に生じる変化はすべて、記録文書に反映されていなければならない。

8. キルギス共和国の税関機関および自由経済特区の総局は、その権限の範囲内で、キル

ギス共和国の関税関係法令にしたがい、自由経済特区事業者が行う商品取引を監督し、管理するものとする。

9. 自由経済特区の域内からキルギス共和国の領内へ搬出される商品に対しては、

1) キルギス共和国の租税関係法令にしたがって課税が行われ、

2) キルギス共和国の関税関係法令にしたがって関税・非関税の規制措置が適用される。

10. その全生産工程か、あるいはキルギス共和国の関税関係法令で定める判定基準よれば十分とされる処理／加工がそこで行われている商品は、自由経済特区の域内で生産されたものとみなす。

11. 自由経済特区内で生産された製品をユーラシア経済連合加盟国の領内へ、またユーラシア経済連合の関税領域の外へと輸出する場合には、キルギス共和国の領内へ搬入する場合を除き、割当制度の対象外とする。

自由経済特区内で生産された製品のキルギス共和国領内への搬入は、農産物加工品の場合を除き、割当制度の対象となる。所定の割当量は、各自由経済特区事業者が1年間に生産する製品の総量をもとに、キルギス共和国政府が、各自由経済特区につきこれを個別に決定する。

自由経済特区事業者が自由経済特区内で生産された製品を所定の割当量を超えてキルギス共和国の領内へ搬入する場合、その超過分は、キルギス共和国の租税関係法令にしたがい、課税対象となる。

自由経済特区内で生産された製品を輸出する際の、所定の割当量が遵守されているか否かの監督は、キルギス共和国の税関機関、税務機関および自由経済特区の総局が行う。

12. 自由経済特区の域内へ自由経済特区事業者が搬入した商品、および自由経済特区事業者が自由経済特区の域内から搬出する商品に通関手続きを適用することと関連する通関業務は、キルギス共和国の税関機関が、自由経済特区の総局に通知した上でこれを行う。

13. キルギス共和国政府が承認したリストにしたがい、自由経済特区の域内への搬入が禁止されているような商品は、自由関税区域の通関手続きの適用対象となることができない。

14. 法人が自由経済特区事業者の資格を喪失した後に、その法人が自由経済特区の域内へ搬入する商品は、自由関税区域の通関手続きの適用対象となることができない。

15. 自由経済特区の域内へ搬入される商品であって、キルギス共和国の「管理対象製品の国家管理リスト」に掲載されているようなものに対しては、キルギス共和国の関税関係法令にしたがい、非関税措置が適用される。

(キルギス共和国法 2014 年 12 月 30 日付第 177 号、2017 年 10 月 16 日付第 176 号により改定)

第 15 条 自由経済特区への出入境手続き

1. 自由経済特区内では、簡素化された外国人出入境制度が適用される。

2. 外国人出入境規則は、各特区向けにキルギス共和国政府がこれを定め、「自由経済特

区に関する規程」に反映される。

第 16 条 キルギス共和国の法令に違反した場合の自由経済特区事業者の責任

キルギス共和国の法令に違反した場合、自由経済特区事業者は、キルギス共和国の法令にしたがい責任を負う。

第 5 章 自由経済特区事業者に対する政府保証

第 17 条 自由経済特区事業者に対する政府保証

1. 自由経済特区に関する法律およびその他のキルギス共和国の法令により、自由経済特区事業者に対する保証を定めるものとする。

2. キルギス共和国の投資活動関係法令で定めているような、投資家の権利および投資保護に対する保証は、自由経済特区事業者に対しても適用される。

第 6 章 最終規定

第 18 条 過渡的規定

1. 本法の施行前に設立された自由経済特区は、その地位を保持する。

2. (2019 年 5 月 11 日付キルギス共和国法第 60 号により失効)

3. (2019 年 5 月 11 日付キルギス共和国法第 60 号により失効)

4. 本法の発効日以降、すべての自由経済特区事業者は 6 カ月以内に、キルギス共和国の法令にしたがい、管轄官庁において国家登録（再登録）をしなければならない。

(2019 年 5 月 11 日付キルギス共和国法第 60 号により改定)

第 19 条 本法の発効

1. 本法は、公布の日から 1 カ月経過後に発効する。

2. 本法の発効日以降、以下は失効したものと見なす。

1) 1992 年 12 月 16 日付キルギスタン共和国法第 1076 号「キルギスタン共和国における自由経済特区について」(第 12 条第 1 段を除く)(キルギスタン共和国最高会議公報、1993 年、第 3 号、掲載番号 90)

2) 1992 年 12 月 16 日付キルギスタン共和国最高会議決定第 1077-XII 号「キルギスタン共和国法『キルギスタン共和国における自由経済特区について』の施行について」(キルギスタン共和国最高会議公報、1993 年、第 3 号、掲載番号 91)

- 3) 1996年3月15日付キルギス共和国法第2号「キルギス共和国法『キルギス共和国における自由経済特区について』の変更、追加について」(キルギス共和国ジョゴルク・ケネシ(国会)公報、1996年、第5号、掲載番号64)
 - 4) 2000年9月20日付キルギス共和国法第78号「キルギス共和国法『キルギス共和国における自由経済特区について』の変更、追加について」(キルギス共和国ジョゴルク・ケネシ公報、2000年、第8号、掲載番号464)
 - 5) 2001年12月12日付キルギス共和国法第109号「キルギス共和国法『キルギス共和国における自由経済特区について』の変更、追加について」(キルギス共和国ジョゴルク・ケネシ公報、2001年、第12号、掲載番号492)
 - 6) 2002年1月12日付キルギス共和国法第6号「キルギス共和国法『キルギス共和国における自由経済特区について』の変更、追加について」(キルギス共和国ジョゴルク・ケネシ公報、2002年、第1号、掲載番号11)
 - 7) 2002年7月25日付キルギス共和国法第129号「キルギス共和国法『キルギス共和国における自由経済特区について』に所載の用語『燃料潤滑油』の解釈について」(キルギス共和国ジョゴルク・ケネシ公報、2002年、第9号、掲載番号417)
 - 8) 2006年12月6日付キルギス共和国法第199号「キルギス共和国法『キルギスタン共和国における自由経済特区について』の変更、追加について」(キルギス共和国ジョゴルク・ケネシ公報、2006年、第11号、掲載番号967)
 - 9) 2007年3月22日付キルギス共和国法第36号「キルギス共和国法『キルギス共和国における自由経済特区について』の変更について」(キルギス共和国ジョゴルク・ケネシ公報、2007年、第3号、掲載番号233)
 - 10) 2008年10月17日付キルギス共和国法第231号「キルギス共和国税法典の施行について」第9条第6項(キルギス共和国ジョゴルク・ケネシ公報、2008年、第8号、掲載番号923)
 - 11) 2009年7月16日付キルギス共和国法第222号「キルギス共和国のいくつかの法令の変更、追加について」第1条第1項(キルギス共和国ジョゴルク・ケネシ公報、2009年、第7号、掲載番号732)
 - 12) 2011年7月7日付キルギス共和国法第81号「キルギス共和国法『キルギス共和国における自由経済特区について』の変更、追加について」(キルギス共和国ジョゴルク・ケネシ公報、2011年、第7号、掲載番号984)
3. キルギス共和国政府は、自らの法規文書を本法に適合させなければならない。